

2007年1月24日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

淀川水系流域委員会の休止と私たちの態度

- 1、昨年10月24日に国土交通省近畿地方整備局長が本年1月末をもって淀川水系流域委員会を休止する方針を明らかにして以降、地域住民、市民団体、また流域委員会をはじめ多くの人々からその道理のなさが厳しく指摘され、休止の方針の撤回と速やかなる第3期委員の任命を求める声が澎湃と沸き起こったことはご承知のとおりです。

私たち宇治・世界遺産を守る会も、事態を重視し、11月8日、国土交通大臣と国土交通省近畿地方整備局長宛に休止決定に抗議し、休止方針を撤回し、委員会の継続と第3期委員の選任（公募制を含め）を求める要請書をおくり、機会あるごとに要請してきたところです。

淀川水系流域委員会の休止は、第一に休止の理由がまともでなく、まったく道理がないことです。「流域の市町村長から（淀川委の意見を）偏重しすぎているとお叱りを受けている」との理由は、近畿地方整備局自身が流域委員会の意見を偏重していないことを自ら知っているわけでありまったく的外れな非難なのであり、「国の淀川水系河川整備計画案がまとまるめどが立っていないため」という理由も、近畿地方整備局が河川整備計画策定に向けて議論するということで2001年2月に流域委員会を設立し、以降6年間の日時と膨大な費用を費やし、委員と関係住民の協力の中でつくりあげてきた流域委員会の経過をまったく無視するものであり、歴史を6年間逆行させるまったく不当なものです。委員会のあり方を検討したいということも従来から委員会を継続しながら並行して行われてきたことであり休止の理由となりえません。

結局、流域委員会の休止はなんらまともな理由がなく、道理のない暴挙を国土交通省は強行していることに他なりません。霞ヶ関から見て河川法にもとづいて河川整備をまともに議論していることが気に食わない、自分たちの都合の良い答申や意見を出してくれない委員会は気に食わない、したがって委員会を総入れ替えして都合の良い委員会につくりかえようとしていると考えるのが妥当なのです。

第二に、道理のない流域委員会休止はこの6年間で費やしてつくりあげてきた地域住民との信頼関係や現場職員の努力を国土交通省が自らつぶしてし

もう暴挙であり大失態であるということです。その責任とツケは国土交通省が担わなければならないということだけで終わらない大きな損失といえます。

2、こうした国土交通省の姿勢に対して私たちは淀川水系流域委員会方式を要求してゆかなければならないと考えます。淀川水系流域委員会は国民の、地方の霞ヶ関に対する挑戦であり、国土交通省の中でも地方から霞ヶ関に対する挑戦ではなかったかと見ています。これまでの河川整備のあり方を反省し、河川整備基礎原案の前の段階から、現状と課題の共有、「中間とりまとめ」、新しい川づくりの方向性の議論、河川整備計画策定に向けての説明資料第1稿の審議、「提言」、説明資料第2稿の審議、河川整備計画基礎原案、「基礎原案に対する意見書」、「計画策定における住民意見の反映についての意見書」河川整備計画基礎案、「淀川水系ダムについての方針に対する見解」、「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」と河川整備のあり方を議論し、積み上げてきたことは、その中にさまざまな不十分さを含みながらも、河川整備の計画策定のあり方として非常に大事なことであり、財産というべきでしょう。

方針は霞ヶ関に任せておいたらよいという思考は、今の時代はもう辞めないといけないのであって、治水・利水・河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備という河川法にもとづく河川整備計画の策定は淀川水系流域委員会方式でなければできないと考えます。今必要なことはトップダウン方式でなく各地域住民の意見を反映したそれぞれの河川、地域に合った河川整備計画を地方から中央に突きつけてゆくことが重要です。

淀川水系流域委員会方式をつぶす国の動きに対して私たち地域住民はくじけず、あきらめず、何回でも挑戦することが求められていると考え、これまで淀川水系流域委員会に関わられた人々とも連携しながら、新たな川づくりに挑戦すべきであると考えます。

以上